

平成15年度第4回 国土交通省大臣官房官庁営繕部入札監視委員会
議事概要

開催日及び場所	平成16年3月19日(金)	官庁営繕部会議室														
委員	委員長代理員 沖塩 莊一郎 (東京理科大学名誉教授) 谷口 汎邦 (東京工業大学名誉教授) 小川 光吉 (情報処理推進機構監事) 神田 良 (明治学院大学経済学部教授) 宮本 健蔵 (法政大学法学部教授)															
抽出案件	(備考)															
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>工事〔小計〕</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td> 一般競争</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td> 公募型及び工事希望型指名競争</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td> 指名競争</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td> 随意契約</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>コンサルタント業務</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6件</td> </tr> </table>	工事〔小計〕	5件	一般競争	1件	公募型及び工事希望型指名競争	2件	指名競争	1件	随意契約	1件	コンサルタント業務	1件	合計	6件		
工事〔小計〕	5件															
一般競争	1件															
公募型及び工事希望型指名競争	2件															
指名競争	1件															
随意契約	1件															
コンサルタント業務	1件															
合計	6件															
	意見・質問	回 答														
委員からの意見・質問、それに対する国土交通省の回答等	別紙のとおり	別紙のとおり														
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし															

委員	国土交通省
<p>1. 官庁営繕部工事及びコンサルタント業務等の発注状況について コンサルタント業務に低入札価格調査制度がないのは何故か。コンサルタント業務についても低入札というものを考えていく必要があると思う。</p> <p>2. 指名停止等の運用状況について 工事費内訳書のチェックにより不正な箇所を見つけたということだが、チェックはどのように行っているのか。</p> <p>3. 抽出案件の審議 (1) 一般競争入札 【国立感染症研究所筑波霊長類センター飼育棟（仮称）建築工事】 元請として施工したと認められるJV比率はいくら以上なのか。</p> <p>(2) 公募型指名競争入札 【高層気象台本館耐震改修（03）建築その他工事】 本工事では、建物外周部に耐震補強架構を設置する方法を採用しているが、官庁施設の場合にはこれが一般的な方法なのか。</p> <p>(3) 公募型指名競争入札 【国立国会図書館東京本館改修（03）電気設備工事】 入札金額の内訳書提出は求めているのか。</p> <p>一般競争入札の入札公告には英文の記載もあるが、公募型指名競争入札の場合には必要ないのか。</p>	<p>工事の場合は、資材等の調達をしなければならず、最低限必要な経費が明らかであり、これを下回る金額では最終成果物の品質に問題が生じるおそれがあるため調査基準価格が設定される。しかし、業務の場合の経費は、人件費が中心となっており、資材等の調達が基本的にないことから、低入札価格調査制度がないと考える。</p> <p>従前は、開札日の開札直前に内訳書のチェックを行っていたが、現在は開札日の前日を提出期限とし、開札までの間にチェックをしている。</p> <p>出資比率が20%以上であれば実績として認めている。これは工事に主体的に参加しているという視点と参入機会を増やすという視点とのバランスをとって設定しているものである。</p> <p>一般的には耐震壁を用いる方法を採用しているが、本工事ではその方法によると業務に支障が出てしまうため、このような方法を採用したものである。</p> <p>公募型指名競争以上については、すべての工事で内訳書の提出を求めている。</p> <p>WTOで450万SDR以上の工事については一般競争入札とすることが決められ、この場合は、統一ルールにより英文を記載しなければならないことになっているが、それ以外の入札については、英文の記載は求められていない。</p>

(4) 指名競争入札
【経済産業省総合庁舎改修(03)書架工事】

本工事は指名競争入札だが、3回入札後の見積によって金額が決定している。こういう場合は、統計上指名競争入札に分類されるのか、それとも随意契約に分類されるのか。

(5) 随意契約
【国総研(立原)管理研究本館改修(03)機械設備その他工事】

国の機関が独立行政法人になった後は、本委員会の審議対象案件とならないのか。

(6) コンサルタント業務 指名競争
【国土地理院外2件平成15年度総合耐震診断業務】

入札金額に随分とばらつきがあるが、ばらつきについての見解如何。

国土交通省全体でまとめている統計資料では、こうした場合の契約件数、金額については指名競争入札でカウントしている。

独立行政法人からの委託を受け、官庁営繕部が発注したものについては、審議対象案件となる。

今回落札した業者は、筑波専用のチームがあり、もともと頻繁に筑波に足を運ぶなど新たに生じる経費が少なかったため安くできたと聞いている。業務の場合は、人件費が中心コストなので、企業によってどのような技術者を何人で、どのくらいの期間必要とするのかという点の考え方に差が生じたため、ばらつきが生じたと考えられる。構造体の耐震診断は過去かなりの数をやっているが、今回は非構造部材及び建築設備がメインであり、これらの総合耐震診断業務については、価格の相場観そのものがまだそれほど形成されていないのではないかと考える。

(再苦情処理について)

・今回は無かった旨、国土交通省より報告。